

○栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則

平成20年3月28日

規則第10号

改正 平成26年6月6日規則第21号

平成28年3月29日規則第21号

平成29年2月9日規則第5号

平成30年3月30日規則第5号

令和元年6月28日規則第9号

令和4年1月24日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗原市優良家畜導入資金貸付基金条例（平成20年栗原市条例第2号）第6条の規定に基づき、栗原市優良家畜導入資金貸付基金（以下「基金」という。）の管理、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者等)

第2条 優良家畜導入資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、栗原市内に住所を有し、かつ、居住している畜産を営む個人であって、畜産経営の活性化を図るため、優良家畜を導入しようとする次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 市税その他市に納付すべき負担金等を滞納していないこと。
- (3) 資金の償還について十分な能力を有すると認められること。
- (4) 連帯保証人（栗原市内に住所を有し、かつ、一定の職業を有して独立の生計を営んでいる者に限る。）がいること。
- (5) 健全な畜産経営に努めており、家畜飼養能力を有すること。
- (6) その他市長が定める事項に該当すること。

(平26規則21・令4規則2・一部改正)

(貸付金額等)

第3条 資金は、貸付対象者が次の各号に掲げる優良家畜を導入しようとする場合に、当該各号に定める金額を限度として貸し付けるものとする。ただし、当該家畜の導入に関し、国、県その他の団体からの補助金の交付又は特別な給付を受ける場合にあっては、資金の貸付けは行わない。

- (1) 繁殖素牛（生後12箇月齢以内のものに限る。） 100万円
- (2) 肥育素牛（生後12箇月齢以内のものに限る。） 100万円
- (3) 乳用牛（生後30箇月齢以内のものに限る。） 100万円
- (4) 種豚（子豚登記豚又は種豚登録豚であって生後15箇月齢以内のものに限る。）
50万円

2 前項第1号から第3号までの優良家畜は、公設市場から購入するものでなければならない。

3 第1項各号の優良家畜を複数導入する場合における資金の貸付金額は、200万円（同一の生計又は経営を営んでいる世帯に複数の貸付対象者がいるときは、その合計額が200万円）を超えることができない。

（平29規則5・令4規則2・一部改正）

（貸付条件及び償還方法）

第4条 資金の貸付条件及び償還方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金の貸付期間は、導入する優良家畜の種別ごとに次のとおりとする。

ア 繁殖素牛及び乳用牛 5年以内で市長が定める期間

イ 肥育素牛 2年以内で市長が定める期間

ウ 種豚 3年以内で市長が定める期間

(2) 貸付利息は、無利息とする。

(3) 延滞に係る違約金は、第11条の規定により提出した借用証書の約定償還日の翌日から支払までの期間の日数に応じ延滞金額につき年10.95パーセントで計算した金額とする。

(4) 償還方法は、一括償還（導入する優良家畜の種別が前条第1項第2号に規定する肥育素牛の場合に限る。）又は元金均等年賦償還とする。この場合において、年賦償還金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期限に係る年賦償還金額に合算するものとする。

（令4規則2・一部改正）

（貸付けの申請）

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市優良家畜導入資金貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、畜産経営計画書（様式第2号）を添付しなければならない。

（貸付けの決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請内容が適当と認められるときは、栗原市優良家畜導入資金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、資金の貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、栗原市優良家畜導入資金貸付承認（却下）通知書（様式第3号）により決定内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、資金の貸付けを決定したときは、当該申請者に係る貸付限度額を前項の通知に明示するものとする。

（委員会の構成）

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、栗原市農林振興部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 栗原市農林振興部次長

(2) 栗原市農林振興部農林畜産課長

(3) 新みやぎ農業協同組合の長が3人以内で選任する者

(4) 宮城県農業共済組合の長が2人以内で選任する者

(5) その他委員長が必要と認める者

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(平26規則21・平28規則21・平30規則5・令元規則9・令4規則2・一部改正)

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長が決するものとする。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要すると認めるときは、委員の同意を得て、持ち回り方式により委員会を開くことができる。

(導入報告等)

第9条 第6条の規定により資金の貸付けの承認決定を受けた者は、優良家畜の導入を行った後、遅滞なく、栗原市優良家畜導入資金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの実施)

第10条 市長は、前条の報告書を受領したときは、必要に応じて、導入した優良家畜の調査を行い、栗原市優良家畜導入資金貸付実施通知書(様式第5号)により貸付けを実施する。

(借用証書)

第11条 前条の通知書を受けた者(以下「借受者」という。)は、直ちに栗原市優良家畜導入資金借用証書(以下「借用証書」という。)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(住所変更等の届出)

第12条 借受者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに、住所氏名変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 借受者は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の死亡により新たに連帯保証人を立てようとするときは、連帯保証人変更願(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(繰上償還)

第13条 借受者は、第4条第4号の規定及び借用証書の約定償還期間にかかわらず、貸付けを受けた資金を繰り上げて償還しようとするときは、繰上償還届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(令4規則2・一部改正)

(償還の猶予)

第14条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、借受者が借用証書の約定により償還をすることが著しく困難になったと認めるときは、償還の猶予をすることができる。

2 借受者は、償還の猶予を受けようとするときは、償還の猶予を受けようとする理由及びその事実を証する書類を添えて、栗原市優良家畜導入資金償還金支払猶予申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の猶予をすることが適当と認めるときは、栗原市優良家畜導入資金償還金支払猶予承認書（様式第11号）により当該借受者に通知するものとする。

（令4規則2・一部改正）

（督促及び延滞金）

第15条 市長は、借受者が償還すべき貸付金を借用証書の約定期日までに支払わない場合は、督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合は、栗原市税外諸収入金の督促手数料及び延滞金条例（平成17年栗原市条例第69号）の規定により手数料を徴収するものとする。

（基金の管理）

第16条 市長は、優良家畜導入資金貸付管理台帳（様式第12号）を備え、資金の貸付、償還その他基金に関する記録を整備しなければならない。

（令4規則2・一部改正）

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、基金の管理、運用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（栗原市栗駒地区優良繁殖雌牛導入事業基金貸付規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 栗原市花山地区肉用牛の貸付け及び譲渡に関する基金管理運用規則（平成17年栗原市規則第50号）

(2) 栗原市栗駒地区優良繁殖牛導入事業基金貸付規則（平成17年栗原市規則第52号）

（経過措置）

3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の栗原市花山地区肉用牛の貸付け及び譲渡に関する基金管理運用規則及び栗原市栗駒地区優良繁殖牛導入事業基金貸付規則の規定により貸し付けた肉用牛（以下「旧規則の貸付」という。）の償還については、なお従前の例による。

4 旧規則の貸付けの償還が終了していない貸付対象者が、この規則の規定による資

金の貸付けを受けようとするときは、旧規則の貸付けに係る価額をこの規則による貸付額とみなして、第3条の規定を適用するものとする。

附 則（平成26年6月6日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月9日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に導入する家畜に係る資金の貸付けについて適用し、同日前に導入した家畜に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第9号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年1月24日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定及び次項は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第5条の規定による貸付けの申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に導入する家畜に係る資金の貸付けについて適用し、同日前に導入した家畜に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

栗原市優良家畜導入資金貸付申請書

申請金額	円	決定年月日	年 月 日
申請畜種			
貸付予定期間	年 月 日 年 月 日	貸付番号	第 号
償 還	年賦	否決	辞退 取下げ
申請者	氏 名	生年月日	年齢 職業 住 所
連帯保証人	氏 名	生年月日	年 齡 住 所
	申請者との関係		職業、勤務先等

上記の資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添付の上申請します。

年 月 日

申 請 者

氏名

この借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人

氏名

栗原市長 殿

様式第2号(第5条関係)

畜産経営計画書

計画作成者	住 所	栗原市	作成年月日
	氏 名		年 月 日

1 農業労働力							
農業従事者氏名	現 在						
	年 齢			経 験 年 数			
	年 齢			年			
	年 齢			年			
2 家畜導入計画							
畜種	導入頭数	導入予定価格		5年目計画頭数			
	頭	円					
	頭	円					
	頭	円					
導入予定価格の内訳							
優良家畜導入資金							円
自己資金							円
その他資金							円
現在飼養頭数	うち成畜頭数	導入初年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	備考
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

様式第3号(第6条関係)

栗原市優良家畜導入資金貸付承認(却下)通知書

(文書記号)

年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付けで申請のあった栗原市優良家畜導入資金の貸付けについては、
下記のとおり承認(却下)したので通知します。

記

承認

貸付番号	第 号
貸付限度額	円
その他	

(却下)

(却下の理由)

様式第4号(第9条関係)

栗原市優良家畜導入資金実績報告書

年 月 日

栗原市長 殿

借 受 者 住 所

氏 名

栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則第9条の定めるところにより、下記のとおり導入しましたので、報告いたします。

導入金額	円
導入日	年 月 日
償還方法	<input type="checkbox"/> 一括償還(肥育素牛の場合に限る。) (償還予定日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 契約日を基準とし元金均等償還
その他	

備考

- (1) 繁殖素牛及び肥育素牛にあつては、子牛登記証及び購買証明書の写しを添付すること。
- (2) 肥育素牛にあつては、償還方法を選択してください。一括償還を希望する場合、貸付日から起算して2年以内で償還を希望する日を記入してください。
- (3) 乳用牛にあつては、血統登録証明書及び購買証明書の写しを添付すること。
- (4) 種豚にあつては、子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し及び購買証明書の写しを添付すること。

様式第5号(第10条関係)

栗原市優良家畜導入資金貸付実施通知書

(文書記号)

年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付で申請のあった栗原市優良家畜導入資金の貸付けについては、
下記のとおり貸付けを実施しますので通知します。

記

貸付番号	第 号				
貸付金額	円				
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで				
償還方法	<input type="checkbox"/> 一括償還(肥育素牛の場合に限る。)				
	<input type="checkbox"/> 契約日を基準とし元金均等償還				
		第1回償還額	第2回償還額	第3回償還額	第4回償還額
償還日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円
延滞違約金	10.95パーセント				
その他					
振込金融機関					
振込口座番号					
振込口座名義人					
振込予定日	年 月 日				

様式第6号(第11条関係)

(表)

栗原市優良家畜導入資金借用証書

年 月 日

栗原市長 殿

借 受 者 住所

氏名 ㊟

連帯保証人 住所

氏名 ㊟

栗原市優良家畜導入資金を次のとおり借用します。借用した栗原市優良家畜導入資金は、栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則に定めるもののほか、この借用証書に定めるところにより償還します。

また、この借用証書は、栗原市から現金の振込みを受けた日から効力を有するものとします。

借 用 金 額	円				
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
償 還 方 法	<input type="checkbox"/> 一括償還(肥育素牛の場合に限る。)				
	<input type="checkbox"/> 契約日を基準とし元金均等償還				
		1年後	2年後	3年後	4年後
償 還 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償 還 金 額	円	円	円	円	円
延 滞 違 約 金	10.95パーセント				
そ の 他					
(注)借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。					

(裏)

(借用証書裏面)

栗原市優良家畜導入資金借用証書特約条項

(資金の提供)

第1条 栗原市(以下「甲」という。)は、借受者(以下「乙」という。)から借用証書を受理したときは、当該受理した日から15日以内に栗原市優良家畜導入資金を貸し付けるものとする。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

(1) 乙が借入金を借用証書に記載した借入金の用途以外の目的に使用したとき。

(2) 乙がこの資金の借入に際し、又は借入後借入金の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(3) 乙が、栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則及びこの借用証書又はこれらに基づく義務を怠ったとき。

(4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙が借入金の全部又は一部の繰上償還を行う旨を届け出たときは、乙は、償還期限にかかわらず直ちに弁済しなければならない。

(弁済の充当)

第4条 乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認するものとする。

(違約金)

第5条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、当該期日の翌日から支払の日までの期間について、支払うべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(連帯保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

2 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれに応じなければならない。

様式第7号(第12条関係)

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

栗原市長 殿

借 受 者 住 所
氏 名

下記のとおり住所・氏名を変更したいので、栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則第12条の規定により提出します。

記

変 更 前	住 所	
	氏 名	
変 更 後	住 所	
	氏 名	

様式第8号(第12条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 願

年 月 日

栗原市長 殿

借 受 者 住 所
氏 名

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則第12条の規定により提出します。

記

新連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
	職 業	
	勤 務 先	
	借受人との関係	
旧連帯保証人	住 所	
	氏 名	
変 更 の 理 由		
(注)新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。		

様式第9号（第13条関係）

繰上償還届

年 月 日

栗原市長 殿

借受人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則第13条の規定により、下記のとおり繰上償還を行います。

貸付番号 第 記号

貸付金額 円

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還未済額 円

繰上償還をする金額 円

様式第10号(第14条関係)

栗原市優良家畜導入資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

栗原市長 殿

借受人 住所
氏名

下記のとおり栗原市優良家畜導入資金償還金の支払いを猶予されるよう栗原市優良家畜導入資金貸付基金管理運用規則第16条第1項の規定により申請します。

記

借受額	円	既償還額	円	未償還額	円
償還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	未償還額 の支払猶 予申請期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	支払猶予 後の償還 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

支払猶予を受けようとする理由

様式第11号(第14条関係)

栗原市優良家畜導入資金償還金支払猶予承認書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

年 月 日付けで申請のあった栗原市優良家畜導入資金償還金支払猶予については、下記のとおり支払猶予をすることに承認したので通知します。

記

支払猶予額 (未償還額)	円
支払猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予後の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第12号(第16条関係)

優良家畜導入資金貸付管理台帳

(単位:円)

貸付 番号	貸付対象者		貸付実 行年月 日	貸付満 了年月 日	償還完 了年月 日	貸付対象	貸付金額	第1回償 還額	第2回償 還額	第3回償 還額	第4回償 還額	第5回償 還額	備考
	氏名	住所						納入期限	納入期限	納入期限	納入期限	納入期限	
								納付日	納付日	納付日	納付日	納付日	

- 様式第1号 (第5条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第2号 (第5条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第3号 (第6条関係)
- 様式第4号 (第9条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第5号 (第10条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第6号 (第11条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第7号 (第12条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第8号 (第12条関係)
(令4規則2・一部改正)
- 様式第9号 (第13条関係)
(令4規則2・追加)
- 様式第10号 (第14条関係)
(令4規則2・旧様式第9号繰下・一部改正)
- 様式第11号 (第14条関係)
(令4規則2・旧様式第10号繰下)
- 様式第12号 (第16条関係)
(令4規則2・旧様式第11号繰下)